

七飯町保育計画

七 飯 町

平成19年11月作成

目 次

第1章 計画策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1節 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2節 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第3節 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章 具体的事業の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第1節 保育施設の整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1．保育施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2．認可保育所の定員・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3．公立保育所の運営方法・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4．認定こども園・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第2節 保育事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1．一時保育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2．延長保育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3．低年齢児（0～2歳児）の保育の充実・・・・・・・・	12
4．障がい児保育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	14
5．休日保育の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・	16
6．病後児保育施設整備の充実・・・・・・・・	17
7．保育士研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	18
8．子育て支援センター施設整備・機能の充実	19
9．保育所地域活動事業の推進・・・・・・・・	21
10．その他の事業・・・・・・・・・・・・・・・・	22
1）つどいの広場事業・・・・・・・・・・・・・・・・	22
2）特定保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・	23
3）夜間保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・	24
4）その他の保育事業の推進・・・・・・・・	25

1 1 . 季節保育所	2 6
1 2 . 学童保育	2 7

第 3 章 計画推進のために 2 9

第 1 節 財政面から見た計画の推進	2 9
1 . 建設費補助について	2 9
2 . 運営費について	2 9
3 . 一般会計における町立保育所運営費経費の推移	3 0
4 . 施設の整備、運営の方針	3 1
5 . 各種事業に掛かる経費	3 1
6 . その他の事業に掛かる経費	3 4
第 2 節 保育事業実現のための施設整備について	3 6
1 . 保育所の施設内容	3 6
2 . 保育所の施設規模	3 6
第 3 節 計画推進に向けて	3 7
第 4 節 計画の進行管理	3 8

資 料 編

1 . 保育計画の策定経過	3 9
2 . 七飯町保育所運営のあり方検討委員会設置要綱	4 0
3 . 七飯町保育所運営のあり方検討庁内委員会設置要綱	4 3
4 . 語句の説明	4 5

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

平成元年、国連総会において、18歳未満のすべての子どもを守る「子どもの権利条約」が制定されました。

日本においても平成6年に国会で批准され、発効されました。

子どもは「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を持ち、親はこれらの「子どもの権利」を守りながら我が子を育てる義務があり、生まれたばかりの赤ちゃんも人間として尊重され、社会の一員となるべく基礎を培いながら、未来に向けて育っています。

第2次ベビーブーム最後の年といわれた昭和49年以降、わが国における出生率と合計特殊出生率は低下の一途をたどってきました。特に、昭和60年以降は低下傾向が著しく、まさに歯止めがきかない少子化が続いているといえます。

このような少子化の流れを変えるため、国では平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、すべての自治体、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主及び特定事業主に「行動計画」の策定を義務付け、これまで以上に総合的で具体的な取り組みを推進するための体制が整備されました。

町は、子どもと子育て家庭を取り巻く環境のさまざまな変化に対応して、子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会を計画的に構築するための指針として、平成16年度に、保育サービスの充実に向けての七飯町次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定して、安心して出産し、子育てに楽しみや喜びを感じ、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長することができるように総合的な子育て支援策に取り組んでいます。

少子化が進行する中、育児休業制度の普及や女性の就労機会の増加、就労形態の変化などにより、保育需要が増加している反面、核家族化などで地域のつながりが持てない、一人親家庭の増大などの要因もあり、保護者だけで子育てをすることが困難な時代を迎え、養育力の低下、子育ての悩みや不安を持つ母親が増大しています。

これからの子育ては、社会全体で支えていくことが必要とされており、地域の状況に応じた保育サービスや、子どもと家族の要望に沿う多様な保育サービスの提供について、保育所や幼稚園、さらに、認定こども園などが一体となって子育て支援を行うことが必要となっています。

今般、保護者の多様化するライフスタイルに伴う子どもの環境の変化や子育てに対して、きめ細かい子育て支援と保育サービスの充実など住民が安心して子どもを育てることができる支援施策を計画的に推進していくための指針として、新しい保育計画を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、平成17年3月に策定した「七飯町次世代育成支援行動計画」(以下「行動計画」という。)の施策目標である「1. 地域における子育ての支援」、「2. 母と子どもの健康の確保・増進」の保育・子育て支援に係る実施施策を補完する計画とし、子どもたちが将来大人になり、七飯町で子育てをしたいと思えるような「未来をつくる子どもたちが健やかに育つまち」の整備を図り、子育て支援施策の一層の充実を図る計画として位置付けます。

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、行動計画と整合性を図るため平成19年度から行動計画の終了期間である平成26年度までの8年間とします。

また、本計画の実施計画において前期計画を平成19年度から平成21年度までとし、後期計画を平成22年度から平成26年度までとします。

第2章 具体的事業の展開

第1節 保育施設の整備計画

1. 保育施設の整備

1) 現在の状況

町立保育所は昭和40年に建設された本町保育所と平成11年に子育て支援センターを併設し新築された大中山保育所があります。

私立保育園は昭和49年に建設された大沼保育園、昭和56年に建設された藤城保育園、昭和60年に建設されたみどり保育園があり、建設当時はいずれも町立季節保育所として設置されましたが、平成5年にはみどり保育園と藤城保育園が平成7年には大沼保育園が社会福祉法人ななえ福祉会運営の認可保育所となりました。

2) 課題

本町保育所は、乳児保育等の保育ニーズに対応するには狭く、老朽化が著しく進んでおり、建替えが必要な時期にあります。

大中山保育所は、保育ニーズに添った施設規模の確保が必要です。

また、今後屋根外壁の塗装など計画的な維持修繕も必要です。

法人3園については、施設が良好に維持管理されていますが、乳児保育のニーズに対応していない園もあります。

3) 方針

子どもの権利が尊重され、子どもにやさしいまち七飯に生まれ育ったことに誇りが持てるような児童の健全育成に向けて、老朽化や保育ニーズに対応した保育所を整備していきます。

三位一体改革に伴う、公立保育所の運営費・施設整備費の一般財源化により、公立認可保育所を施設整備していくことは財政状況から難しく、施設整備する際には、国の補助制度を活用するなど社会福祉法人等の能力も活用し、多様な保育ニーズに柔軟に対応するとともに、乳幼児保育を含め特別保育等の実施できる施設整備を検討のうえ、実施していきます。

2 . 認可保育所の定員

1) 現在の状況

平成 1 9 年 4 月 1 日の認可保育所 5 ヶ所の定員は 3 5 0 人となっており、入所児童は 3 1 3 人で定員に対する入所率は 8 9 . 4 3 % となっています。

2) 課題

数字の上では待機児童は発生していませんが、大中山保育所では乳児のクラスに若干ですが慢性的な待機者を抱えている状況です。

大沼保育園では平成 1 9 年 4 月 1 日の入所児童が 3 3 名と入所率が定員の 5 5 % となり地域の人口減少に伴い大幅な定員割れを起こしており、地域間での入所バランスが崩れています。

3) 方針

認可保育所の定員については、少子化により、就学前児童数の増加が見込めないことから、現定員を基本としながら、地域における要保育児童の状況、認可保育所の設置状況などにより、地域間で調整し、適正な定員の維持を図っていくものとします。

3. 公立保育所の運営方法

1) 現在の状況

本町保育所にあつては昭和40年に建設、53年に増築し、定員を60名から90名に増員して現在に至っています。ここ数年施設の老朽化の表出は著しく、毎年修繕箇所が発生している状況にあります。また、間取りも保育室の採光が不十分であり暗さを感じ、遊技室等の自由な空間も不足しています。加えて屋外遊技場も手狭であり、遊具の老朽化も目に付きます。

大中山保育所の施設は、昭和42年に建設、49年に増築をしましたが、建物の老朽化と狭いため平成11年に現在地に移転建築されました。建設当時の背景として、子育て支援の重要性が言われており、乳児の保育が可能な施設として、また「子育て支援センター」併設の保育所として建設されました。

保育士の配置は、本町保育所は正職員4名プラス所長1名の5名、臨時職員は4名、大中山保育所は正職員6名プラス所長の7名、臨時職員6名となっています。

完全週休2日制や早朝、時間延長保育及び延長保育、一時保育の特別保育の実施に伴い、それぞれパート職員で必要な保育士を確保しています。各児童年齢別の職員数は児童福祉法における児童福祉施設最低基準を満たしています。

2) 課題

本町保育所においては、保育の需要はあっても施設に設備等がなく、0歳児保育を行っておりません。また、入所申込み状況は定員以下であり、本町地域に住んでいる保護者が藤城や緑町の私立認可保育所の方に入所申込みする実態もあり、施設の老朽化などが所在地の優位性を保てない要因の一つと思われます。

大中山保育所における保育は施設が平成11年の建設であり、すでに子育て支援を設置方針に入れて建設したことから、0歳児保育を実施している他、子育て支援センターを併設しています。また、至近場所に認可保育所もないことから、現在は乳児のクラスに若干ですが慢性的な待機者を抱えています。

3) 方針

三位一体改革に伴い、自治体を取り巻く環境が厳しい状況にあるため、平成13年より七飯町行政改革大綱で町立保育所の管理運営業務については民営化・民間委託を検討すべきであると答申されており、保育所の民営化については実施を

基本とします。しかし、行政における保育事業の責任が果たせるよう実施します。

さらに、本計画期間における施設整備にあたっては、少子化を視野に入れ、単なる建て替え民営化ではなく、多様な保育ニーズに対応した民の行う保育、公が責任を持って行わなければならない事業等について、保護者が安心してあずけられる保育について検討します。

4) 実施計画

年度	事業内容
平成19年度～平成21年度	施設整備の検討
平成22年度～平成26年度	施設整備

4 . 認定こども園

1) 制度の概要

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が平成18年10月1日に施行され教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」が創設されました。

法律に基づき、北海道では「北海道認定こども園の認定の基準に関する条例」を平成18年10月17日施行し、4つの類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地域裁量型）の認定こども園についての認定を行っています。

認定の際には、施設設備の基準、保育士の配置基準及び子育て支援事業を実施するなど申請基準を整えていることが必要です。

保育料については、認可外保育施設を除き保育料の設定に関する基本的考えに適合しない場合、町が改善命令をすることとなります。

2) 現在の状況

平成19年4月1日より、地域裁量型として「認定こども園どんぐり」が設置されました。

3) 方針

幼保連携型認定こども園以外については、認可外施設との幼保一体化となるため、基本的には認可幼稚園及び認可保育所としての幼保連携型を基本として推進していきます。

幼保連携型を実施するためには、認定こども園の基準に則しているとともに、児童福祉法に基づき0歳から就学前児童を対象とした保育を実施することとし、現在実施中の認可保育園と同様の保育の質・保育内容及び給食内容等を確保していることを基本とします。

基本的には、幼保連携型を推進しますが、認可外施設として実施する場合には、障がい児等の受け入れに配慮した施設であり、保育料については「保育の実施に要する費用を勘案し、かつ、保護者の家計に与える影響を考慮して児童の年齢に応じて」定める等、認定こども園の基準に適合していることを基本とします。

第2節 保育事業の推進

1. 一時保育の推進

1) 行動計画による施策の概要

専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の急病や保護者の断続的な就労形態等に対応するため、一時的に預かる保育です。

アンケートの結果によると、この1年間で保護者の緊急な用事などにより、子どもの面倒が見られなくなったことがあると4割以上の方が回答しています。

実施していきます。

2) 現在の状況

一時保育は平成17年7月より町立保育所で実施を初め、平成18年4月からは私立保育園でも実施されています。

平成18年10月からは午前利用、午後利用の半日のみの利用も可能となり、よりきめ細やかなサービスを展開しています。

認可保育所での平成18年度の利用状況は、以下のとおりです。

保育所・園名	一日利用	午前利用	午後利用
本町保育所	205人	4人	0人
大中山保育所	382人	12人	21人
みどり保育園	23人	7人	2人
藤城保育園	92人	3人	0人
大沼保育園	23人	8人	5人

認定こども園でも最短15分からの一時保育を実施しており、買物の時など様々な利用がされています。

認定こども園での平成18年度の利用状況は、以下のとおりです。

時間	15分～60分	60分～4時間	4時間～ 8時間	8時間～ 11時間	11時間以上
人数	95人	117人	268人	140人	56人

3) 課題

半日利用などサービスの拡充を行っていますが、更なる内容の充実など常に検討が必要です。

4) 方針

核家族が増える状況にあり、保護者の社会的責任や育児等に伴う心理的・肉体的な負担も増大する傾向にあるため、今後も事業を継続しショートステイを含めた一時保育を検討します。

5) 実施計画

年度	事業内容
平成19年度～平成21年度	5ヶ所実施（内容について再検討）
平成22年度～平成26年度	5ヶ所実施（内容について再検討）

2. 延長保育の充実

1) 行動計画における施策の概要

保護者の仕事等のため、通常の保育所の開所時間を越えて児童の保育を行っています。

アンケート調査の結果では、保育時間の延長希望が多いことから、実施していきます。

2) 現在の状況

現在、すべての認可保育所で月曜日から金曜日の午後6時から午後7時までの1時間の延長保育を行っています。

平成18年度の延長保育利用実績は、以下のとおりです。

保育所・園名	利用者数	週平均利用者数
本町保育所	141人	2.71人
大中山保育所	434人	8.35人
みどり保育園	64人	1.23人
藤城保育園	423人	8.13人
大沼保育園	6人	0.12人

また、認定こども園での平成18年度延長保育利用状況は、以下のとおりです。

時間	24:00 ~ 7:00	18:00 ~ 19:00	19:00 ~ 20:00	20:00 ~ 21:00	21:00 ~ 22:00	22:00 ~ 23:00	23:00 ~ 24:00
人数	38人	1,543人	153人	82人	44人	38人	29人

3) 課題

午後7時以降の延長保育、午前7時からの延長保育、土曜日の延長保育の要望があり、保育施策と実施経費と利用者負担のバランスなどが課題となります。

4) 方針

引き続き保護者のニーズを把握し、延長保育時間拡大と土曜日の延長開設について実施保育所を検討します。保護者のワークライフバランスを考慮し、保育時間の延長を柔軟に変更することが可能か検討します。

5) 実施計画

年度	事業内容
平成19年度～平成21年度	大中山、藤城の時間拡大と土曜日の延長開設を実施
平成22年度～平成26年度	更なる時間拡大と実施保育所の検討

3. 低年齢児（0～2歳児）の保育の充実

1) 現在の状況

男女共同参画社会を反映した女性の社会進出や、景気低迷により女性の就労が増えていることを反映し、平成11年は2名であった0歳の乳児が最近は常に5から6名が入所しています。

平成18年10月からは大沼保育園でも生後6ヶ月からの乳児保育を実施しています。

過去3年間の低年齢児の入所状況は以下のとおりです。

保育所・園名	平成17年4月			平成18年4月			平成19年4月		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
本町保育所	0	10	16	0	5	13	1	8	10
大中山保育所	3	11	17	5	6	15	5	13	11
みどり保育園	1	7	16	0	9	9	0	7	9
藤城保育園	1	7	14	0	4	10	0	4	11
大沼保育園	0	2	5	0	1	2	0	1	6
広域	0	4	4	3	8	3	2	5	5
合計	5	41	72	8	33	52	8	38	52
認定こども園	-	-	-	1	9	12	6	7	13

このような状況に対応して施設整備を実施し低年齢児童の受入拡大に努めています。

3) 課題

低年齢児童の受入は児童福祉施設最低基準にある乳児室やほふく室を整備しなければなりません。また保育士も乳児3人につき1人以上を置かなければならないことから施設の整備が必要です。

4) 方針

少子化にある中、現在の社会情勢や経済状況からみて低年齢児童に対する保育需要は、今後も増えることが見込まれるため、全地域において低年齢児童の受入可能な施設整備内容の充実に向け努めます。また、核家族化が進み保護者の社会や職場における責任を考慮し充実させる必要があります。

なお、実施する際には、保育所の定員に配慮のうえ実施します。

5) 実施計画

年度	事業内容
平成19年度～平成21年度	本町・みどり・藤城の施設で受入の検討
平成22年度～平成26年度	全ての保育所で実施

4. 障がい児保育の充実

1) 行動計画による施策の概要

保護者の労働や疾病等の理由により、保育に欠ける障がい児の保育を行っています。障がい児が、安心して保育できる環境づくりを進めます。

2) 現在の状況

平成19年4月当初、本町保育所に1名、大中山保育所に2名、藤城保育園に1名、大沼保育園に2名の入所があります。

保育に欠ける障がい児で、4月1日現在で満1歳以上の児童を対象とした保育を実施しています。

集団保育が可能で日々通園できる児童又は子ども発達支援センターにおいて療育を受けた児童を対象に保育士を配置して実施しています。

3) 課題

発達障害者支援法（平成17年4月1日）の施行に伴い、就学前の児童から修学中、修学後においても必要に応じ、個別支援計画が引き継がれることに対し、保育所、幼稚園及び認定こども園に通う児童の支援計画等についての支援を担当するコーディネーター及び指導員の設置について、関係機関と連携し検討しなければなりません。

4) 方針

七飯町障がい児保育実施要綱に則り、関係機関と連携を図りながら保育所での障がい児と健常児との集団保育が適正に実施できる範囲内の児童の受入と施設整備を推進します。

担当するコーディネーター及び指導員の設置について、関係機関と連携し検討します。

特に軽度の発達障がい児は、低年齢時から適切な保育を実施することにより、障がい早期に改善されるため、児童相談所、子育て支援センター、幼稚園、小学校、認定こども園及び認可保育所などの関係機関が連携をとり、共有可能な情報を交換しながら保育を実施します。

5) 実施計画

年度	事業内容
平成19年度～平成21年度	大中山地区、本町地区、大沼地区各1ヶ所 で実施
平成22年度～平成26年度	コーディネーター及び指導員の設置

5. 休日保育の拡大

1) 現在の状況

認可保育所では実施しておりませんが、認定こども園どんぐり、認可外保育施設アリスの2ヶ所で実施しており、保護者の需用に対応しております。

認定こども園での休日保育の実績は以下のとおりです。

年度	一日平均利用者数
平成18年度	3.98人
平成19年度(8月まで)	6.18人

2) 課題

開設にあたっては保育士2名の配置が必要で、町全体のニーズを把握の上、地域性を考慮し効率的・効果的な設置が求められます。

3) 方針

就労形態の多様化は、今後も拡大してゆくものと思われ、保育所での保育の実施は保護者の補完的な保育が基本であることを考慮し、保護者のニーズを的確に捉え、認定こども園とも連携し実施を目指します。

4) 実施計画

年度	事業内容
平成19年度～平成21年度	1ヶ所実施を目標とする(委託を含む)
平成22年度～平成26年度	継続実施

6. 病後児保育施設整備の充実

1) 行動計画における施策の概要

保育所に入所中の児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、その児童を保育所、病院等の専用スペースにおいて一時的に預かる事業です。

アンケート調査の結果において保育所等を休んだことがあると回答した人が8割を超えています。

病後児保育の取り組みについては、関係機関と協議を行い検討します。

2) 課題

年間延べ200人を超える利用が見込まれ、担当する保健師を1名以上配置しなければならず、ニーズとのバランスが課題となります。

3) 方針

保育所に入所している児童で、保護者の勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な児童を対象に、病気の「回復期」で集団保育の困難な期間を担当医と連携を取りながら実施する病後児保育については、実施施設に観察室及び安静室などが必要となるため、老朽化した施設整備と併せて実施するものとします。

実施に当たっては、保育所及び医療機関での検討、さらに社会福祉法人等への委託実施や在宅保育の推進など七飯町全体の中で保育ニーズを把握の上、地域性を考慮し検討します。

4) 実施計画

年度	事業内容
平成19年度～平成21年度	病後児保育施設整備検討
平成22年度～平成26年度	1ヶ所設置

7. 保育士研修の充実

1) 行動計画における施策の概要

多様化する保育ニーズに応えるため、質の高い実践力を培うなど、保育士の資質向上を目的に研修の充実に努めます。

2) 現在の状況

認可保育所の連携を図るため、1カ月置きに園長所長会議を実施しています。

また、年に1回、合同研修会を開催し、保育士同士、共有可能な情報を交換しながら保育士の資質向上を目指しています。

3) 課題

少子化に対する国の施策が目まぐるしく変化している中にあり、子どもと保護者を取り巻く社会環境も大きく変化しています。子どもたちが心身ともに健やかに育ち愛情豊かな保育を実施していくために、これまでの保育技術だけではなく、一人ひとりの発達にあわせたより適切な対応や子どもたちや保護者に向き合い、心のケアまでをカバーできる、より細やかな保育が今、保育士などの保育関係者には、求められています。

4) 方針

在宅で子育てをしている保護者や、保育関係施設を利用している保護者への子育て・保育及び教育などについての支援は、職員の役割が重要であるため、関係機関と連携をとりながら研修が深められるよう検討します。

軽度の発達障がい児は、低年齢時から適切な保育を実施することにより、障がい早期に改善される見込みがあり、児童相談所、子ども発達支援センター、幼稚園、小学校及び認可保育所などの関係機関が連携をとり、共有可能な情報を交換しながら実施できる研修を検討します。

5) 実施計画

年度	事業内容
平成19年度～平成21年度	認定こども園・認可保育所合同研修会を年1回実施。保育士、保育関係者の研修強化
平成22年度～平成26年度	継続実施

8. 子育て支援センター施設整備、機能の充実

1) 行動計画による施策の概要

保育所内に併設された子育て支援センターは、保育所の機能を活用し、家庭内で保育をしている親子を対象に、育児不安等についての相談指導、子育てサークルの育成を支援しています。今後とも事業を継続していきます。

2) 現在の状況

核家族化が進み、子育てに不安を抱える保護者や養育力に欠ける保護者を支援するため、子育てについての相談業務や、親と子どもと一緒に遊びを通して楽しみながら子育てができるような事業を実施しています。

過去3カ年の事業内容、事業実績は以下のとおりです。

相談事業		平成16年度	平成17年度	平成18年度
相談件数	来所相談	92	96	94
	電話相談	11	16	8
	訪問相談	0	0	3
	計	103	112	105
相談内容	病気相談	5	2	3
	発育相談	31	46	34
	親の不安	34	13	19
	生活習慣	14	24	27
	健康相談	1	1	3
	生活環境	11	22	15
	その他	7	4	4
	計	103	112	105

親子交流事業		平成16年度	平成17年度	平成18年度
遊びの広場	組数	753	955	1,061
	人数	1,716	2,126	2,359
サロン自由開放	組数	2,110	1,830	1,617
	人数	4,621	4,206	3,693
サークル支援	組数	191	191	313
	人数	443	411	672
ちびっこ広場	組数	260	235	186
	人数	573	500	415
1歳6ヶ月未満児 サロン自由開放	組数	323	243	348
	人数	660	556	717
子育て講座	組数	49	76	71
	人数	99	170	161
あそんで SUNDAY パパ	組数			100
	人数			210

認定こども園でもホールの開放を行っており、平成18年度は延べ794人の利用がありました。また、開放中の子育て相談も79件ありました。

3) 課題

現在、町内には1ヶ所しかなく、様々な子育てニーズに対応できていません。

4) 方針

子育てに不安を抱える保護者や養育力に欠ける保護者は、年々増えることが予想されるため、「子育て支援センター」を地域の中核と位置付け、子育てニーズに対応した様々な事業を展開するため、保育士の配置及び子育て支援センターを中学校区に1ヶ所の整備を目指すこととし、当面は地域の需要に応じた事業の拡大に努めます。

5) 実施計画

年度	事業内容
平成19年度～平成21年度	本町地区、大沼地区各1ヶ所の実施を検討
平成22年度～平成26年度	本町地区に実施

9. 保育所地域活動事業の推進

1) 行動計画における施策の概要

保育所・幼稚園を子育て支援地域活動の拠点として位置づけて、保育所・幼稚園と地域の人々との交流や老人福祉施設を訪問するなど、保育所・幼稚園と地域の人々との世代間交流を促進します。

2) 現在の状況

地域に密着した保育所として、老人福祉施設との相互交流などによりお年寄との交流を深め、又、地域の人たちや留学生と交流して地域の文化・伝統などの継承を図っています。

小学校や中学校、高校の児童や生徒との異世代間交流事業として、遊びを通して異年齢児との交流会を実施しています。

3) 方針

今後も、地域に密着した保育所を目指し、又、町として幼児から青年期まで見据えた子育て支援として子どもたちが地域社会での各種活動や、行事等を体験しながら学べるよう、年齢や世代を超えた交流事業の実施及び参加活動への積極的な取り組みを図ります。

4) 実施計画

年度	事業内容
平成19年度～平成21年度	新規交流事業を年1回実施
平成22年度～平成26年度	継続実施

10．その他の事業

1) つどいの広場事業

制度の概要

乳幼児（0～3歳）を持つ親とその子どもが気軽に集い打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることやボランティアを活用した育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、子育てに対する親の負担感の緩和を図り、地域の子育て支援機能の充実を図る。

方針

公共施設内のスペース、商店街の空き店舗など地域の子育て支援のための拠点施設として、概ね10組以上の子育て親子が利用できるスペースで実施可能であるため、運営にあたっては国の交付金等を活用した中での実施を検討します。

また、実施する際には、拠点となる場所を定め実施する事業規模と関連事業の組み合わせを考慮し、利用者の利便性を含め検討のうえ、実施するものとします。

実施計画

地域の拠点として、後期計画の平成26年までに地域や保護者ニーズを確認のうえ、「つどいの広場（子育てサロンを含む）」の開設について検討します。

その際にはつどいの広場実施要綱を定め実施します。

2) 特定保育事業

事業の概要

保護者の勤務体系の多様化により、勤務体系に応じた保育を必要とする就学前児童が1ヶ月当たり概ね64時間以上保育に欠ける場合に、保護者からの申し込みにより保育所で保育を実施する事業です。

方針

継続的就労や短時間就労など、又は、緊急一時的に保育が欠ける児童については、現在実施中の一時保育により充足されているものの、勤務体系などにより月64時間以上の保育に欠ける児童がいる場合には、一時保育の実施と別に必要となる事業と考えられるため、実施について検討します。

実施する際には一時保育実施保育所との地域性を考慮して実施するものとします。

実施計画

事業内容が一時保育と重なっている部分もあるため、利用者の利便性を考慮し、後期計画を含め実施保育所について検討します。

実施の際には特定保育事業実施要綱を定め実施します。

3) 夜間保育事業

事業の概要

保護者の勤務等により夜間保育を必要とする就学前児童が、保育に欠ける場合に、おおよそ午後10時まで開園し、保護者からの申し込みにより保育所で保育を実施する事業です。

方針

実際にする際には、子どもの利益を最大限尊重するために実施するものとし、日中の保育と夜間保育を合わせて8時間保育を基本とするなど、夜間保育の利用ガイドラインとなる実施要綱等を検討します。

実施計画

子どもの権利を考慮し1日8時間保育を基本としたうえで、夜間保育ニーズを把握し、午後7時以降の延長保育等の対応を含めて検討します。

4) その他の保育事業の推進

事業の概要

- ア、在宅保育を実施している家庭の子育てに対する悩みや保護者の心理的・肉体的負担の解消に向けた保育支援・子育て支援に係る保育士の出前保育の検討。
- イ、子育て相談センターを中核とし、保育所・幼稚園及び認定こども園等の子育て支援事業実施施設による子育て支援ネットワークの構築と、子育て相談コーディネーター及び指導員の設置に向けた検討。
- ウ、発達障害者支援法（平成17年4月1日）の施行に伴い、障がいのある子どもに生涯にわたって支援する観点から、就学前の児童から個別支援計画が取り組まれることに対し、保育所・幼稚園及び認定こども園に通う児童の支援計画等についてのコーディネーター及び指導員の設置に向けた検討。
- エ、国が進める少子化対策としての新規補助事業並びに交付金の新設された事業についての検討。

方針

- ア、低年齢児を含めた家庭で保育している児童と保護者について、子育て支援センター事業に参加していない場合など、子育てに関する情報の周知や家庭での保育の仕方、保護者の心理的な負担の解消等に向けた在宅保育支援が必要であり、保健センターにおいて実施している事業と連携を図り、公の保育所が中心となり保育士の出前保育の実施に向け検討します。
- イ、子育て支援ネットワークの構築と子育て相談コーディネーター及び指導員の設置並びに発達障がい児支援に向けたコーディネーター及び指導員の設置については、関係機関と連携し検討します。
- ウ、国の少子化対策としての保育関連事業における新規事業について、七飯町にとって少子化の歯止めとなり、町民ニーズのある事業については、必要に応じ関連機関と協議のうえ、実施可能な事業について検討します。

1 1 . 季節保育所

1) 現在の状況

季節保育所は、農繁期など地方産業の繁忙期に、保護者の就労のため保育に欠ける乳幼児を保育する保育所です。現在町内には、鶴野季節保育所と峠下季節保育所の2ヶ所が設置されており、地域の需要に応じて、児童を入所させ保育しております。

近年の入所状況、開設状況は以下のとおりです。

	峠下季節保育所	鶴野季節保育所
平成 17 年 4 月 1 日	10人	22人
平成 18 年 4 月 1 日	13人	17人
平成 19 年 4 月 1 日	13人	13人
開設月数	11ヶ月(1月は休所)	12ヶ月

2) 課題

就学前児童数の減少とともに、入所児童数が減少している状況にあります。また、地域の就業構造の変化もあり、農業関係者の子どものほかに一般の方の子どもも入所している実態にあります。

3) 方針

藤城・峠下地区は準都市計画区域へ編入され、北海道新幹線の開業など今後の開発によっては更なる人口の増加が予測されます。そのため峠下季節保育所は認可保育施設への移行を目指します。また、鶴野地区は今後とも、入所児童数の増加が見込めないため、保護者や地域、関係団体等と十分な協議を行い、理解を得ながら、認可保育所への統合を検討します。

4) 実施計画

年度	事業内容
平成 19 年度 ~ 平成 21 年度	鶴野季節保育所を統合
平成 22 年度 ~ 平成 26 年度	峠下季節保育所を認可へ移行

12. 学童保育

1) 現在の状況

学童保育は、小学校に就学している低学年児童の家庭において保護者の適切な保護を受けられない1年生から3年生の児童に対して組織的に保育を行い、もって児童の事故防止と心身の健全な育成を図る目的で大中山、本町、藤城、大沼に設置されました。

平成20年度からは、民間の能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上とともに、経費の節減等を図ることを目的に指定管理者制度を導入する予定です。

近年の入所状況、開設状況は以下のとおりです。

	大中山(60人)		本町(50人)		藤城(30人)		大沼(20人)	
	2年生 以下	3年生 以上	2年生 以下	3年生 以上	2年生 以下	3年生 以上	2年生 以下	3年生 以上
平成16年度	49	15	56	0	23	11	10	0
平成17年度	43	10	50	0	22	3	7	2
平成18年度	46	19	36	15	12	9	6	4
平成19年度	58	11	52	0	20	4	10	4

2) 課題

本町地区の学童は町立と私立の2ヶ所がありますが、町立の学童は定員を超える申込があり、3年生を預かることが出来ない状態が続いています。

また、小学校から少し離れたところにあるため低学年の児童には通う時の事故等が心配です。

藤城、大沼は公民館を借りて保育を行っており、学校の空き教室の活用などの検討が求められています。

大中山については、屋根外壁の塗装など計画的な維持修繕が必要です。

3) 方針

本町学童では定員を超える入所希望が今後も見込まれることから、国の補助制度(国1/3、道1/3、町1/3)を活用し、保育所の施設整備とあわせて検討実施します。

また、整備の際には、高学年児童の受入にも対応できるような施設整備を目指します。

4) 実施計画

年度	事業内容
平成19年度～平成21年度	本町地区に施設を整備
平成22年度～平成26年度	藤城、大沼に施設を整備

第3章 計画推進のために

第1節 財政面から見た計画の推進

1. 建設費補助について

本計画にかかる経費については、以下のとおりと推計されます。

建設費補助について（交付金の負担割合について）

設置主体が市区町村の場合

国 : 定額（1 / 2 相当）

市区町村 : 定額（1 / 2 相当）

設置主体が社会福祉法人等の場合

国 : 定額（1 / 2 相当）

市区町村 : 定額（1 / 4 相当）

大中山保育所を例とすると、総建設費が約2億円で、 の場合は町が1億円、 の場合は5千万円の支出となります。

2. 運営費について

（平成18年度）

私立保育園運営費	金額	負担	割合	備考
支弁総額・・・A	192,313,730		100.0%	
徴収金（国基準）・・・B	60,135,360			
私立保育料・・・C	54,284,230	利用者負担	28.2%	
負担基準額・・・D	132,178,370			A-B
国庫負担額・・・E	66,089,185	国負担割合	34.4%	D × 1/2
道費負担額・・・F	33,044,593	道負担割合	17.2%	D × 1/4
地方交付税相当額・・・G	16,294,000	国負担割合	8.5%	
町負担委託料・・・H	22,601,722	町負担割合	11.7%	A - (C+E+F+G)
私立児童数(月延べ)・・・I	2,653	1人当り	72,489	A / I

町立保育所運営費	金額	負担	割合	備考
町立運営費総額・・・J	147,275,196		100.0%	
町立保育料・・・K	40,658,500	利用者負担	27.6%	
地方交付税相当額・L	47,485,000	国負担割合	32.2%	
町運営費一般財源・M	59,131,696	町負担割合	40.2%	
町立児童数(月延べ)・・・N	1,992	1人当り	73,933	J/N

私立保育園の運営費は利用者負担が28.2%、国が42.9%、道が17.2%、町が11.7%となっています。

町立保育所の運営費は利用者負担が27.6%、国が32.2%、町が40.2%となっています。

また、児童1人当たりに掛かる経費は、月額で私立が72,489円、町立が73,933円となっています。

3. 一般会計における町立保育所運営費経費の推移

(円)

歳入	国道支出金(A)	保育料(B)	雑入(C)	地方交付税相当額(D)
平成15年度	59,930,580	41,226,150	2,265,900	11,816,000
平成16年度	5,243,000	38,916,640	2,332,570	44,662,000
平成17年度	6,921,000	43,158,070	2,245,950	52,279,000
平成18年度	5,182,000	40,658,500	2,312,020	47,485,000

(円)

歳出	一般会計決算歳出総額(E)	町立保育所・子育て支援センター運営経費(F)	(G) F/E	(H) (A+B+C+D)-F
平成15年度	10,231,483,377	162,075,872	1.58%	46,837,242
平成16年度	10,011,856,030	159,418,669	1.59%	68,264,459
平成17年度	9,636,055,696	160,218,088	1.66%	55,614,068
平成18年度	8,376,102,282	161,730,553	1.93%	66,093,033

4. 施設の整備、運営の方針

施設の整備は、国の補助制度を活用し社会福祉法人等による整備を行います。

また、運営については町立と私立では約3,600万円の差があることから整備と合わせて民間活力による運営を目指します。なお、それにより現在町立保育所にかかる運営経費を第2章第2節に掲げた保育事業の推進に充てることとします。

5. 各種事業に掛かる経費

1) 一時保育の推進に掛かる経費

現在、9時～5時までの1日利用1,800円(給食、おやつ含む)、9時～1時までの午前利用1,000円(給食含む)、1時～5時までの午後利用800円(おやつ含む)があります。

	本町	大中山	みどり	藤城	大沼
一日利用者数	205	382	23	92	23
午前利用者数	4	12	7	3	8
午後利用者数	0	21	2	0	5
利用料金収入	373,000	716,400	50,000	168,600	53,400
国道支出金	180,000	540,000	180,000	180,000	180,000
町委託金			90,000	90,000	90,000
歳入計(A)	553,000	1,256,400	320,000	438,600	323,400
人件費	792,667	1,477,067	-	-	-
保育給食費	77,900	145,160	8,740	34,960	8,740
歳出計(B)	870,567	1,622,227	-	-	-
収支(A)-(B)	317,567	365,827	-	-	-

表のとおり、町立の一時保育では年間2,492,794円の経費が掛かっています。

内、利用者の負担割合は43.7%、国と道の負担割合は28.9%町の負担割合は27.4%となっています。また、児童1人当たりの経費は3,994円となります。

2) 延長保育の充実に係る経費

現在、月曜日から金曜日までの午後6時から午後7時までの延長保育を行っています。

	本町	大中山	みどり	藤城	大沼
利用者数	141	434	64	423	6
利用料金	42,300	130,200	19,200	126,900	1,800
国道支出金			50,000	50,000	
町委託金			50,000	50,000	
歳入計(A)	42,300	130,200	119,200	226,900	1,800
人件費	564,000	1,736,000	204,800	1,353,600	19,200
給食費	14,100	43,400	6,400	42,300	600
光熱水費	98,700	168,000	44,800	296,100	4,200
歳出計(B)	676,800	1,947,400	256,000	1,692,000	24,000
収支(A)-(B)	634,500	1,817,200	136,800	1,465,100	22,200

表のとおり、年間4,596,200円の経費が掛っています。また児童1人当たりの経費は4,300円程度となります。

内、利用者の負担割合は7.0%、国と道の負担割合は2.2%町の負担割合は90.8%となっています。

土曜日の延長実施した場合(午後6時から午後7時まで)平日利用者の20%が土曜日にも利用すると想定し試算した場合。

	本町	大中山	みどり	藤城	大沼
歳入計(A)	51,000	156,300	143,100	272,400	2,400
歳出計(B)	816,000	2,346,100	369,600	2,292,800	38,400
収支(A)-(B)	765,000	2,189,800	226,500	2,020,400	36,000

表のとおり、年間5,237,700円の経費が見込まれます。また児童1人当たりの経費は4,900円程度となります。

月曜日から土曜日の午後 6 時から午後 8 時まで実施した場合 7 時から 8 時までを 5 0 0 円で預かり、利用者が 1 0 % 増加すると試算した場合。

	本町	大中山	みどり	藤城	大沼
歳入計 (A)	59,500	182,800	627,100	777,900	2,900
歳出計 (B)	1,403,350	3,924,050	637,900	3,832,450	67,550
収支 (A) - (B)	1,343,850	3,741,250	10,800	3,054,550	64,650

表のとおり、年間 8 , 2 1 5 , 1 0 0 円の経費が見込まれます。また児童 1 人当たりの経費は 7 , 7 0 0 円程度となります。

6. その他の事業に掛かる経費

1) ショートステイ

児童を養育している保護者の方が、病気や出張などによって、一時的に家庭で養育できなくなった場合、児童養護施設に24時間預けることができます。対象は満1歳以上の児童です。期間は連続する7日以内。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めた場合は、必要最小限の範囲内で延長することもできます。

例：（2歳未満児が9人、2歳以上児が9人、それぞれ7日間利用）

歳入（交付金） 9人×7日×4.3 P（2歳未満）÷100 = 2.71 P

9人×7日×2.35 P（2歳以上）÷100 = 1.48 P

合計 4.19 P × 100,000円 = **419,000円**

歳出（委託料） 3人×10,700円（2歳未満）×7日 = 224,700円

3人×9,630円（"）×7日 = 202,230円

3人×8,025円（"）×7日 = 168,525円

3人×5,500円（2歳以上）×7日 = 115,500円

3人×4,950円（"）×7日 = 103,950円

3人×4,125円（"）×7日 = 86,625円

合計 **901,530円**

利用料：本人負担額（利用の開始時に、直接施設に支払う）

世帯区分	2歳未満	2歳以上
生活保護世帯	0円	0円
町民税非課税世帯	1,070円	550円
その他の世帯	2,675円	1,375円

委託料（町が施設に支払う）

世帯区分	2歳未満	2歳以上
生活保護世帯	10,700円	5,500円
町民税非課税世帯	9,630円	4,950円
その他の世帯	8,025円	4,125円

以上のように、ショートステイは児童1人当たり2歳未満が10,700円、2歳以上が5,500円の経費が掛かります。

2) トワイライトステイ

保護者の方が、仕事などで平日の夜間又は休日に不在になるとき、児童養護施設に預けることができます。対象は、満1歳以上の児童です。利用時間は、平日はおおむね午後6時から午後10時まで。日曜・祝日は、おおむね午前8時から午後10時までです。

例：（非課税世帯10人が平日の夜間と7人が休日のデイを利用）

歳入（交付金）基本分	$10人 \times 5日 \times 0.45P \div 100 = 0.23P$
休日デイ分	$7人 \times 5日 \times 1.0P \div 100 = 0.35P$
合計	$0.58P \times 100,000円 = \mathbf{58,000円}$
歳出（委託料）	$10人 \times 1,350円（平日の夜間） \times 5日 = 67,500円$
	$7人 \times 2,430円（休日のデイ） \times 5日 = 85,050円$
	$7人 \times 1,350円（休日の夜間） \times 5日 = 47,250円$
合計	$\mathbf{199,800円}$

利用料：本人負担額（利用の開始時に、直接施設に支払う）

世帯区分	平日	日曜日又は国民の祝日	
	18:00～22:00	8:00～18:00	18:00～22:00
生活保護世帯	0円	0円	0円
町民税非課税世帯	150円	270円	150円
その他の世帯	750円	1,350円	750円

委託料（町が施設に支払う）

世帯区分	平日	日曜日又は国民の祝日	
	18:00～22:00	8:00～18:00	18:00～22:00
生活保護世帯	1,500円	2,700円	1,500円
町民税非課税世帯	1,350円	2,430円	1,350円
その他の世帯	750円	1,350円	750円

以上のように、トワイライトステイは児童1人当たり平日(18:00～22:00)が1,500円、日曜祝日の8:00～18:00が2,700円、18:00～22:00が1,500円の経費が掛かります。

第2節 保育事業実現のための施設整備について

1．保育所の施設内容

本町保育所の施設整備に当たっては、現施設が七重小学校から大変近く、利便性も良いことから、小学校の付近での整備を検討します。

施設の内容については、第2章第2節に掲げた保育事業を実施するため、低年齢児保育室、一時保育室、子育て支援センター機能などを設置します。

大中山保育所の施設整備に当たっては、低年齢児保育室が狭いため6ヶ月未満の児童を入所させることが出来ないことから、6ヶ月未満児の保育ニーズに対応する必要があります。

2．保育所の施設規模

現本町保育所は90名定員、平屋建て、516.27㎡となっています。

また、低年齢児保育室を設置し、子育て支援センターを併設した大中山保育所は、80名定員、平屋建て、726.39㎡(内保育所644.01㎡、子育て支援センター82.38㎡)あります。

本町保育所の現定員規模を確保し、1に掲げた機能を整備するためには、約1,000㎡の床面積が必要となります。

また、大中山保育所やみどり保育園、藤城保育園も低年齢児保育のニーズに対応した施設規模の確保が必要となります。

第3節 計画推進に向けて

本計画の推進に当たっては、七飯町関係課をはじめ、関係する行政機関と連携を取り、次世代育成支援計画の推進と併せて、社会・経済情勢や国・北海道の動向の変化にも適切かつ柔軟に対応し、財政状況を踏まえ財源等の一層の有効活用を図りながら総合的・効果的な子育て支援施策の推進に取り組んでいきます。

また、本計画及び保育の内容等について、広報誌やパンフレット・インターネット等により情報を提供します。

本計画における事業をきめ細かく推進するため、家庭、地域社会、保育所・幼稚園・学校などの各関係機関がそれぞれの立場で各々の役割を果たすことが必要であり、行政が中心となり、さらに、連携・協力を図りながら推進していきます。

1. 各主体の役割

1) 家庭

子育ての基本は家庭であり、子どもが心身ともに健やかに成長していくために良好な親子関係と安らぎのある家庭を築きあげることが必要です。

地域の一員として、自ら家庭だけでなく地域の子どもの育成や子育て支援に積極的に関わりを持つことが望まれます。

2) 地域社会

子どもたちが安心して過ごすことができるよう、地域ぐるみで子どもの成長を見守り、安心して子育てができる環境づくりが求められています。

子育て家庭を支援していくなど地域で支えあう体制が必要です。

3) 保育園・幼稚園・学校などの関係機関

未来の七飯町を支える子どもたちの健やかな成長は、みんなの願いであり、自ら学び・考え・行動することができるように関係機関が連携のもと支援をしていくことが重要です。

地域における子育て支援の機能を活かし、子どもの豊かなこころを育む魅力ある保育・教育に努める必要があります。

4) 行政

計画の推進にあたって、「七飯町庁議」の組織を活用し、各事業の計画的な推進を目指します。

多様化した保育ニーズを実施していくうえでは、適正な財政計画のもと、関係機関との連携により効率的・効果的な事業の展開を目指します。

国の少子化対策としての新規事業については、町民ニーズを的確にとらえ実施可能なものについて、関係機関と連携をとり検討します。

第4節 計画の進行管理

- 1．本計画は、次世代育成支援行動計画の補完的な計画と位置付けし、8年間の計画であるため、行動計画の後期計画の見直しと併せて諸施策の進捗状況を把握し、検証しながら、必要に応じてニーズ調査を行うなど広報広聴に努め、後期計画に位置付けている計画について検討し、見直しを含め効果的な事業を推進していきます。
- 2．実施期間中において、国が進める少子化対策についての動向を見据え、北海道とも連携を図りながら事業を推進していきます。

資料編

1. 保育計画の策定経過

年月日	会議名	内容
18.11.17	第1回庁内委員会	設置趣旨説明、保育計画の策定検討を委員会で提案される。
19. 7.17	第2回庁内検討委員会	再度の趣旨説明、保育計画の策定の流れについて協議
19. 7.30	第1回保育所運営のあり方検討委員会	辞令交付、委員長、副委員長の選出、設置の趣旨説明、保育計画策定の流れについて説明
19. 8. 7	第3回庁内検討委員会	七飯町保育計画素案について協議
19. 8.29	第2回保育所運営のあり方検討委員会	計画策定の趣旨、計画の位置づけ、期間、具体的事業の展開について協議
19. 9.18	第4回庁内検討委員会	七飯町保育計画素案について協議
19. 9.28	第3回保育所運営のあり方検討委員会	具体的事業の展開、財政面から見た計画の推進について協議
19.10.15	第5回庁内検討委員会	七飯町保育計画素案について協議
19.10.29	第4回保育所運営のあり方検討委員会	保育事業実現のための施設整備についての協議、全体を通しての最終協議
19.11.12	第6回庁内検討委員会	七飯町保育計画素案について最終確認
19.11.27	第5回保育所運営のあり方検討委員会	七飯町保育計画策定、町長へ答申

2. 七飯町保育所運営のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 七飯町立保育所の運営について効率化を図り、保育サービスの向上その他の子育て施策の充実を図るための方策を検討することを目的とし、七飯町保育所運営のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項等)

第2条 委員会は、次の事項について調査及び審議を行い、町長に報告するものとする。

- (1) 町立保育所の運営のあり方に関する事項
- (2) 前号の検討を踏まえ、多様化する保育サービスのニーズに対応するための新規事業及び既存事業の拡充に関する事項
- (3) 保育計画の策定に関する事項
- (4) その他委員会の職務遂行に必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、委員17名以内をもって組織し、町長が委嘱し又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内公共的団体の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 町理事者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は委嘱の日から、審議結果を町長へ答申するまでとし、委員が欠けた場合に選任する補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第 7 条 委員会に関する事務局は、保健福祉課において行う。

(補足)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか委員会について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 1 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 7 月 1 7 日から施行する。

委員会委員構成

役職名	職名	氏名	備考
委員長	七飯町小中学校長会長	堀田 市雄	1号委員
副委員長	七飯町主任児童委員代表	伊藤 靖子	2号委員
委員	南渡島青少年指導センター七飯指導員会長	本間 絢子	1号委員
委員	七飯町地区連合代表	小本 鉄二	1号委員
委員	七飯町社会福祉協議会代表	大竹 幸次郎	2号委員
委員	ななえ福社会代表	輪島 正巳	2号委員
委員	ななえ福社会運営保育園保護者代表	廣瀬 敦子	3号委員
委員	本町保育所保護者代表	木野田 香織	3号委員
委員	大中山保育所保護者代表	須藤 政子	3号委員
委員	本町地区保護者代表	岡田 朝子	3号委員
委員	本町地区保護者代表	加藤 美智代	3号委員
委員	大中山地区保護者	戸巻 聖	3号委員
委員	大中山地区保護者	三国 志の生	3号委員
委員	大沼地区保護者	庭田 絵美子	3号委員
委員	大沼地区保護者	新 佐紀子	3号委員
委員	副町長	竹田 博正	4号委員

3. 七飯町保育所運営のあり方検討庁内委員会設置要綱

(目的)

第1条 七飯町保育所運営のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置するにあたり、これの審議資料等を整理するため、庁内に七飯町保育所運営のあり方検討庁内委員会(以下「庁内委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 庁内委員会は別表1に定める者をもって組織し、副町長を座長とする。

2 庁内委員会は前項の規定にかかわらず、必要に応じ他の関係者の出席を求めることができる。

(任務)

第3条 庁内委員会は、次の任務を行うものとする。

- (1) 委員会審議事項に関する調査に関すること。
- (2) 委員会報告のとりまとめ補助に関すること。
- (3) その他委員会の審議に関し、必要な事項

(会議)

第4条 庁内委員会の会議は、座長が必要に応じて召集する。

2 会議の運営は座長が行うものとする。

(事務局)

第5条 庁内委員会の事務局は、保健福祉課に置く。

附 則

この要綱は、平成18年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月17日から施行する。

別表 1

役 職 名	職 名	氏 名
座 長	副町長	竹 田 博 正
委 員	総務課長	馬 場 修 一
委 員	企画財政課長	吉 田 雅 幸
委 員	学校教育課長	宮 崎 克 正
委 員	保健福祉課本町保育所所長	佐 藤 恵 美 子
委 員	保健福祉課大中山保育所所長	脇 奈 穂 子
委 員	保健福祉課保健予防係主査（保健師）	工 藤 信 子
委 員	総務課行政改革推進係長	岡 田 潔
委 員	自治労七飯町職員組合連合会代表	杉 原 太

4．語句の説明

・認定こども園について

就学前教育・保育を一体的に運営し、0歳から就学前までの児童全てを対象とし、保育に欠ける子も欠けない子も受け入れることができ、地域における子育て支援を推進する場を持つ施設。

認定こども園は北海道の認定を受けなければなりません。

認定こども園の概要

- ・親の就労の有無に関わらず施設利用が可能です。
- ・教育及び保育を一体的に提供いたします。
- ・育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援をします。

施設利用について

- ・直接契約となるため、利用料は認定施設で決定し徴収いたします。

認定こども園の類型（何れの類型も子育て支援機能は付加しなければならない。）

- ・幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所が一体的に運営
- ・幼稚園型：認可幼稚園と無認可保育所（保育所機能）が一体的に運営
- ・保育所型：認可保育所と無認可幼稚園（幼稚園機能）が一体的に運営
- ・地方裁量型：無認可の幼稚園と保育所が一体的に運営

その他の基準

（北海道認定こども園の認定の基準に関する条例・北海道認定こども園認定事務処理等要綱）

・病後児保育について

病気回復期のため集団保育が困難な児童で、保護者の勤務等により家庭で保育を行うことができない児童の保育。

・延長保育について

保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を超えた保育。

- ・低年齢児（0歳～2歳）保育について

女性の社会進出や就労形態の多様化により、需要が増加している低年齢児の保育。

- ・一時保育について

保護者の傷病や育児疲れ、断続的な就労など一時的（週3日程度）に保育に欠ける児童のための保育。

- ・休日保育について

就労形態の多様化に伴う日曜・祝日等に勤務する保護者の児童のための保育。

- ・子育て支援センターの役割について

核家族化の進行に伴い、子育てに不安を感じている保護者が増えていることから、育児相談のほか、親子での遊びの指導や子育てサークルの育成などの支援。

- ・保育所地域活動事業について

地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門機能を活かした世代間・異年齢児交流等の事業。

- ・つどいの広場事業について

主に乳幼児（0～3歳児）をもつ親とその子どもが気軽に集い、交流をしたりボランティアを活用した育児相談等を行う場所。

- ・子育てサロンについて

就学前の乳幼児をもつ保護者に子どもを安心して遊ばせながら育児相談のできる場所。

- ・特定保育事業について

市町村が定めた理由により、一定程度（1か月当たり概ね64時間以上）の日時で保育に欠ける児童のための保育。

- ・夜間保育について

就労形態の多様化に伴う夜間に勤務する保護者の児童のための保育。

- ・ショートステイについて

保護者が一時的に家庭で養育できなくなった場合、児童養護施設に24時間預ける制度。

対象は満1歳以上の児童で、期間は連続する7日間以内。

- ・トワイライトステイについて

保護者が、仕事などで平日の夜間や休日に不在のとき、児童養護施設に預ける制度。

対象は満1歳以上の児童で、利用時間は、平日はおおむね午後6時から午後10時まで、日曜・祝日はおおむね午前8時から午後10時まで。